

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-⑧)

政策(※1)名	政策8:電子政府・電子自治体の推進		担当部局課室名	大臣官房(個人番号企画室)(指標6)、行政管理局(行政情報システム企画課)(指標1~3)、自治行政局(住民制度課デジタル基盤推進室、地域政策課地域情報化企画室)(指標4、5)	作成責任者名	大臣官房参事官(個人番号企画室長) 渡邊 繁樹 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長 池田 敬之 自治行政局地域政策課地域情報化企画室長 小牧 兼太郎				
	政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。				分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:世界最高水準のIT活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現する。 [中間アウトカム]:電子政府及び電子自治体の推進により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を実現する。					政策評価実施予定時期	令和4年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) (※2)					
				令和元年度	令和2年度	令和3年度				
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	e-Govの運営・継続的な改善	1 ①電子申請件数 ②API対応ソフトウェアからの電子申請件数 <アウトプット指標>	①11,351千件 ②8,570千件	平成30年度	①31,148千件 ②23,515千件	令和3年度	①15,892千件 ②11,997千件	①22,248千件 ②16,796千件	①31,148千件 ②23,515千件	30年度までは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数」を測定指標としていたが、有識者より、「事業レビューシートのアウトプット指標であるAPI対応ソフトウェアからの電子申請件数等を参考指標に設定して補完してはどうか」という御意見をいただき、御指摘の趣旨を踏まえ、「電子申請件数」及び「API対応ソフトウェアからの電子申請件数」を測定指標として設定することとした。 目標値については、適切に進捗管理を行えるよう具体的な数値を設定することとし、策定時点で把握できる30年度の件数を基準に、それぞれ前年度比140%を目指すこととして設定した。
	政府におけるセキュリティ・IT人材の十分な育成等を実施するため情報システム統一研修を実施	2 情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修(課長補佐級)の修了者数(①プロジェクト推進系、②セキュリティ系) <アウトプット指標>	①62人 ②65人	平成30年度	①令和2年度実績以上 ②令和2年度実績以上	令和3年度	①平成30年度実績以上 ②平成30年度実績以上	①令和元年度実績以上 ②令和元年度実績以上	①令和2年度実績以上 ②令和2年度実績以上	政府機関におけるセキュリティに係る人材が圧倒的に不足しているとともに、システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材も不足していることに加えて、一般職員の情報リテラシーも不十分であることを踏まえて、各府省の「橋渡し人材」(セキュリティ・ITに関する一定の専門性と、所管行政に関する十分な知識・経験を有し、高度専門人材と一般行政との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材)の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的として、情報システム統一研修を実施することとしている。 これまで、十分な受入体制を計画的に整備し、受講生が所定のカリキュラムを修了できるようにすることが肝要であることから、同研修に係る集合研修の受講定員を測定指標として設定してきた。 しかしながら、その一定の水準が整備できたこと及び情報システム統一研修が「橋渡し人材」のスキル認定の基本的な考え方において、橋渡し人材として職務を遂行するために必要となるセキュリティ・ITに係る知識を修得する中核的な手段として位置付けられたため、今後は、その中でも橋渡し人材育成(特にその最終段階である課長補佐級)のために開催されている研修の修了者(個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要なプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者)を継続的に輩出することが、橋渡し人材の育成に貢献できているものと考え、そのプロジェクト推進系及びセキュリティ系それぞれの修了者数を測定指標とする。 目標設定に当たっては、基準値を平成30年度の修了者数として、令和元年度以降は、基準値を下回ることのない修了者数とすることで、セキュリティ・IT人材を継続的に育成することを目標値として設定した。 【参考指標】 平成29年度修了実績:13,453人(集合研修1,204人、eラーニング12,249人) 平成30年度修了実績:16,795人(集合研修1,752人、eラーニング15,043人)

	電子決裁への移行の推進のための環境整備	3	電子決裁拡大への対応 ＜アウトプット指標＞	376.9万件	平成30年度	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	令和3年度	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・総理指示(平成30年3月23日閣僚懇談会)により、各行政機関は、更新等の履歴が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を加速することとされた。 ・業務プロセス全体の見直しと電子化の中で電子決裁への移行を加速化するための方針として、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)が策定され、その中で「総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力の向上や使い勝手の向上に計画的に取り組む」こととされた。 ・これにより、文書管理システムを利用した電子決裁の増が見込まれるとともに、利用機関における電子決裁への移行加速のために必要な環境整備が総務省に求められていることから、電子決裁拡大への対応(文書管理システムの処理能力向上や使い勝手の向上等)を測定指標(文書管理システムを使用した電子決裁件数を参考指標)として設定し、利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力向上等を行うことを目標とする。 <p>【参考指標】 平成29年度電子決裁件数341.2万件 平成30年度電子決裁件数376.9万件(対前年度10.5%増)</p>
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	④	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	クラウド導入市区町村数:平成30年度1,067団体、うち自治体クラウド導入団体は407団体。	平成30年度	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。	令和5年度	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体	クラウド導入市区町村数:1,182団体 うち自治体クラウド導入団体数:497団体 (H31.4.1現在)	クラウド導入市区町村数:1,279団体 うち自治体クラウド導入団体数:611団体 (R2.4.1現在)	<p>クラウド導入市区町村数が平成30年度において、1,067団体の現状にあることを踏まえて、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、クラウド導入市区町村数を令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体とされていることから指標として設定。</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】</p>
	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	5	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 ＜アウトプット指標＞	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:平成30年度100%(45/45)	平成30年度	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100%	令和3年度	対応率100%	対応率100%(46/46)	対応率100%(46/46)	<p>地方行税政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、総務省内の各課室における地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種施策の立案等に資する統計データの作成等を行っており、制度改正等に伴う帳票変更等の各課室からの新規要望に対して、着実に実施するため指標として設定。</p>
番号制度の円滑な実施により、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	情報提供ネットワークシステムの安定的な稼働	6	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの稼働率 ＜アウトプット指標＞	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率100%	平成30年度	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率100%	令和3年度	100%	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、情報提供ネットワークシステムを設置・管理している。情報提供ネットワークシステムは、同法の規定により特定個人情報を各機関において情報連携するための基盤となる基幹的なシステムであり、安定的に運用することが重要であることから、指標として設定。 ・基準値は、システムの設計・開発時に決定した要件定義に基づくもの。なお、ここで言う「主要な業務」とは、情報提供業務及び情報提供等記録管理業務を指す。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <small>(※3)</small>			関連する 指標 <small>(※4)</small>	達成手段の概要等	令和3年度行政事業 レビュー事業番号
		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
(1)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)		※5		—	※5	0026
(2)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)		※5		—	※5	0027
(3)	総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業(平成14年度)		※5		—	※5	0028
(4)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)		※5		—	※5	0029
(5)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)	※6		—	—	※6、7	R2-0033 内閣官房新02-0008 内閣官房新02-0011 内閣官房新02-0015
(6)	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)	※6		—	—	※6、7	R2-0034 内閣官房新02-0009 内閣官房新02-0010 内閣官房新02-0013
(7)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)		※5		2	※5、8	0030 2021-官房-20-0017
(8)	電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化)(平成13年度)		※5		1	※5、8	0031 2021-官房-20-0015
(9)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)		※5		—	※5	0032
(10)	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費(平成23年度)		※5		4.5	※5	0033
(11)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)		※5		—	※5	0034
(12)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)		※5		—	※5	0035
(13)	地方財政決算情報管理システム等運営経費(平成13年度)		※5		—	※5	0036
(14)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)		※5		4	※5	0037
(15)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 (個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)		※5		—	※5	0038
(16)	電子調達システムの維持運用(平成23年度)		※5		—	※5	0039 2021-官房-20-0009
(17)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要 する経費(平成25年度)		※5		—	※5	0040
(18)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)		※5		6	※5,8	0041 2021-官房-20-0010
(19)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究等に要する経 費(平成25年度)		※5		—	※5	0042
(20)	自治体情報セキュリティ強化対策事業(平成29年度)		※5		—	※5	0043

(21)	社会保障・税番号制度システム開発等委託費 (電子証明書のスマートフォンへの格納に要する経費)(平成30年度)	※6	—	—	※6	R2-0049	
(22)	国民投票制度に係る投票速報システム改修に要する経費	※6	—	—	※6	R2-0050	
(23)	在外選挙人の投票環境の向上のために必要な経費	—	※5	—	※5	0044	
(24)	マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型 キャッシュレス決済基盤の構築に要する経費(令和元年度)	—	※5	—	※5	0045	
(25)	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費(令和2年度)	—	—	※5	—	※5	0046
(26)	RPAの導入に要する経費(令和2年度)	—	—	※5	—	※5	0047
(27)	マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書の コンビニ交付促進事業(令和2年度)	—	—	※5	—	※5	0048
(28)	デジタル基盤改革支援補助金(令和2年度)	—	—	※5	—	※5	0049

		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		デジタル・ガバメント 実行計画	令和2年 12月25日	5 価値を生み出すガバナンス 5.4 人材確保・育成 (2)情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 6 行政手続のデジタル化 6.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2)行政機関等による情報システムの共用の推進 8 行政サービス連携の推進 8.2 申請受付システム等の一元化に向けたe-Govの継続的改善 9 業務におけるデジタル技術の活用 9.3 電子的な公文書管理等
		デジタル社会の実現 に向けた重点計画	令和3年 6月18日	第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現 (5)国の情報システムの整備・管理 4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保
		世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民 データ活用推進基 本計画	令和2年 7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化
		経済財政運営と改 革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその 環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
		新経済・財政再生計 画改革工程表2019	令和元年 12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開 10 自治体におけるクラウド活用の推進

政策の予算額・執行額	76,271百万円 (71,574百万円)	372,353百万円 (366,315百万円)	133,986百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (イ) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。 具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能とするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。
					安心と成長の未来を拓く総合経済対策	令和元年 12月5日	Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上 5. 切れ目のない個人消費の下支え GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等)に対し5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要となる手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous.html)を参照。

※6 総務省令和2年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous2.html)を参照。

※7 内閣官房令和2年度行政事業レビュー(https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin2.html)を参照。

※8 内閣官房令和3年度行政事業レビュー(https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin3.html)を参照。

※9 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主要な指標(Key Performance Indicator)のことである。